

市街地活性化特別委員会会議録

日 時 平成21年7月31日(金) 午後 1時30分

場 所 全員協議会室

協議事項

1. 市民交流センターの運営管理について
2. 市民交流センターの備品購入について
3. その他

出席委員及び議員

委員長	金田 興一 君	副委員長	牧野 直樹 君
委員	石井 新吾 君	委員	森川 雄三 君
委員	小野 光明 君	委員	中原 巳年男 君
委員	五味 東條 君	委員	柴田 博 君
委員	太田 茂実 君	委員	永田 公由 君
委員	中原 輝明 君	議長	塩原 政治 君

欠席委員

中村 努 君

説明のため出席した理事者・職員

副市長	青木 俊英 君
協働企画部長	長尾 進一 君
経済事業部長	藤森 茂樹 君
中心市街地活性化推進室長	大和 晃敏 君
市民交流センター開設準備室長	田中 速人 君
市民交流センター開設準備担当係長	塩原 恒明 君
市民交流センター開設準備室主任	大池 静江 君
市民交流センター開設準備室主任	山田 崇 君
図書館長	内野 安彦 君

議会事務局職員

事務局長	酒井 正文 君	事務局次長	成田 均 君
庶務係長	小澤 真由美 君	庶務係主事	大村 一 君

午後1時29分 開会

委員長 皆さん、きょうは御苦労さまでございます。定刻にはまだ1分程ございますが、おそろいですので、ただいまから市街地活性化特別委員会の協議会を開催いたします。

なお、中村委員から監査業務のため欠席する旨の届出がございますので、御報告をいたします。

冒頭、きょうの日程について、副委員長のほうからお願いします。

副委員長 御苦労さまです。本日午後3時までに協議を終えていただいて、午後3時にここを出て市民交流センターの建設現場視察を予定しております。なお、雨に備えて車を用意してありますけれど、雨が降らなければ歩いて行くということで、よろしくお願いします。

なお、午後4時から農業委員会さんとの懇談会が控えておりますので、時間を厳守していただいてその予定で行ないたいと思います。よろしくお願いいたします。

理事者あいさつ

委員長 それでは、理事者からあいさつがあればお願いいたします。

副市長 どうも御苦労さまでございます。月末、何かと御多忙のところ、委員会を開催いただきましてありがとうございます。

きょう、市民交流センターの関係、建設の現場のほうを御視察いただくような予定になっておりますけれども、御心配いただいております建設の進捗状況でございますけれども、先日、工程会議等がございまして、その中で着工の遅れとか、あるいは建築確認に時間を要したというようなことから、少し当初の、春完成は少し、数か月遅れる予定、遅れる見込みになっております。そのような状況を後ほど報告させていただきますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、本日は市民交流センターの運営管理につきまして、それから備品購入等につきましてそれぞれ御協議をいただきたいものでございまして、特に、運営管理につきましてはこれまでの特別委員会、あるいは全員協議会等々で条例の考え方、使用料等の関係につきましていろいろ御意見をいただいたところでございます。それらを踏まえまして見直しをできておりますので、現在の状況について御説明申しあげ、御協議を賜りたいものでございます。それぞれ、担当のほうから詳細に御説明申しあげますので、よろしく御協議いただきますようお願い申しあげまして、開会にあたりましてのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

市民交流センターの工事の進捗状況について

委員長 それでは、今、副市長のほうからえんぱーくの建設の進捗状況についてのお話もございましたが、その点について協議に入ります前に、補足説明をお願いしたいと思います。

経済事業部長 大変御苦労さまでございます。今、副市長のほうから少し触れさせていただきましたけれども、市民交流センターの工事の進捗状況について報告をさせていただきます。今週の7月28日火曜日でございますけれども、工程会議が行われまして、まだ今後、調整が必要でございますので、最終的には盆明けの工程会議の中で最終のスケジュール等が決定いたしますけれども、ほぼ今後の工程についての概要がJV側から示されましたので、きょう、口頭でございますけれども、少し報告をさせていただきたいと思います。

当初、えんぱーく、市民交流センターにつきましては、来春オープンということで具体的には平成22年3月

までに完成をいたしまして、引越し等の開館準備を行って5月あたりをめどにオープンという形で進んでおりました。

しかしながら、先ほど申しました今週の工程会議におきまして、JV側から今後の工程の概要が示されまして、それについて今後さまざまな調整をして、最終決定ということになりますけれども、最終的には2カ月程度の遅れとなるとの見通しを現段階では立てております。具体的には、当初は平成22年3月工事完了、5月オープンという概略の予定でございましたけれども、2カ月前後の遅れということでございますので、7月オープンという予定に変更になる見込みでございます。

その主な理由といたしましては、副市長のほうからお話もありました、発注が2カ月遅れたということが、結果的には響いた形になっております。当初の工期設定は、再開発組合、市、設計者との協議の中で設定したものでございますけれども、結果的にはこの遅れが取り戻せないような状態になったというものでございます。

大きな理由のひとつといたしまして、もうひとつ、構造が新しいということがございまして、御存知のとおり壁柱構造ということでございます。このことにつきましては、以前、当初、設計を決めた段階から、新しい構造であるので、委員の皆さんからも心配の声がいくつかあげられてあったわけございまして、そのこともございまして、発注者側も慎重に試験等を行って発注者側のほうで選出した専門家によるチェックをずっとしてきております。具体的には、信州大学の工学部の構造の専門の先生に御指導をいただきながら、以前の特別委員会のごときに少し触れさせていただきましたが、試作品をつくりまして荷重試験をずっと行っております。この試験につきましては、7月15日から18日の4日間で全て終了いたしまして、試作品についての強度は全てOKということで確認がされております。このような形での指示等がございまして、発注者側からの要請等も含めまして、この件だけでも1カ月以上は遅れが既に出ているのが現状でございます。

以上が主な理由でございますけれども、本来であれば、当然ですが期限内に完了して1日も早く市民の皆さんに使っていただくということでございますが、その一方では、今後数十年、場合によっては百年というようなことで使っていく建物でございますので、きちんとした品質強度のものをつくって、それは組合の立場でございますが、そういうものをつくって市に買い上げていただくという、そういうことを組合としても最終的には最も重視しなければならないという見解でございますので、是非御理解をいただきたいと思っております。

なお、最終のきちんとしたものが出てきた段階で、また細部については御報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長 今の説明に対して御質問等があれば。

五味東條委員 少し質問をしますが、既に壁柱だという形でこれをつくろうということの時点で、地震にも強いし、安全で試験もやる必要もないと、こういう設計で自信を持ちますと、設計者は言ったはずだと思いますけれど。今になって、耐震だの、工学部などの実験をしてやっているということは、そういうことはどういふことでしょうか。

経済事業部長 当然、設計の段階で御心配いただいた当時はそういうこともございまして、構造の審査について、国の機関まで上げて国土交通大臣の認定を、当然ですけれども受けております。そこまで手続きをしておりますけれども、実際の施工のときにはどんな材料でもそうですけれども、必ず試験というものをいろいろやっております。そういう意味で、再確認といいますが、そういう意味での現場での試験というのは必ずあるわけござ

いまして、普通のコンクリート工事でも鉄筋を使う工事でもそういうことはやっておりますので、その一環で当然こういう壁柱についても試験をするということなのですが、やはり新しい構造であるということで、試験工法についても細心の注意を払ってきちんとした状態での試験を行って、念のためにやって、現場に入りたいと、そういう意向もございまして、このような形で試験をさせていただいたということでございます。

五味東條委員 その件で、私は、なぜこれほど強く言うかという、例えば、当時、要するに、耐震構造でいいということで、完全にOKだと設計者が言っておりました。ところが、これは免震でないといけないということで、予算的にも1億いくらかかけて、結局、免震構造になったのですよね。そのときの理由としては、私もだいぶ憤慨したのですけれど、要するに防災施設としての将来性も考えてという形をこじつけで言っているのですよね。だから、その辺について、そういうことがあった経過から考えてみて、今のこの壁構造ということも、設計者は先生なものですから、専門家なものですから、私どもに説明すれば、完全に私どもは、ああそうだなということになるのだけでも、今になって工程が要するに遅れたという主な原因は、私は壁構造によるものだと思うのですけれど。

要するに慎重に慎重に、と言っていたのだけれど、それ自体は当然、前から分かっていたことだと思うのです、これについては、だから、その辺が、何か約束と違っておかしいのだけれど、極端なことを言えば民間の考えで、もしやるのであれば、こんなことやっていけば、本当に会社として成り立たない気がするのです。そういう大事なことを変更していくと。そのようなことについて、例えば平成22年7月にオープンということについて、一応話になったのだけれど、この前の会合のときに、私は、遅れるという話があったのだけれどどうなのだと質問したときには、明確な回答がなかったですよね、全然。それで、きょうは、やはり遅れるというような形で、その場その場でいいふうに言われているような感じを私は受けるのですが、その辺はどうですか。

経済事業部長 前回か前々回の特別委員会のときに御質問がございまして、たぶん1カ月か2カ月、1カ月以上前の特別委員会のときだと思いますけれども、そのときにはまだ、いわゆるJVのほうから部分的な相談というものはいくつかあったのですけれども、全体の工程についての打ち合わせをした結果はまだ出てきていない状況でございまして、そのときは、全体的には非常に厳しい工程だということのうちも感じてはいたのですけれども、どのくらいということも言えないという状態でございます。そういうことで、そのときにはいつということとは言えなかったわけでございますけれども、今週の工程会議の中で、正式には工程の流れ図というのでしょうか、そういうものを示す提示がございまして、その中でおおむね2カ月前後と、今後最終調整がありますので、少しでこぼこはあると思いますけれども、そういうものが出てきたものですから、ここでその概略については御報告したほうがいだろうなということで、本日の報告になったということでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから、構造についていくつか、当初から非常に新しい構造だということで議会の皆さんからも御意見をいただいた中で、私たちも県に相談する中で、国の最終的な認定を取ったほうがいいのではないかとということで、国にもあげさせていただきました。それから、実際の現場の施工のときにも、やはり、どうしても最終的にいいものにしないといけないということがございまして、組合としてもやはり最終的には品質の面で確実なものにしないといけないという気持ちが非常に強くございまして、どうしてもこの辺については新しい構造なものですから、試験方法についてもきちんと、若干そこで時間をくってしまったのですけれども、きちんとした専門家

の指導をいただいて、つくったという経過でこのような形になったということでございますので、ぜひ御理解いただきたいと思ます。

柴田博委員 竣工が2カ月遅れるということは、正式に発注者側から床を買う市のほうにそういう要請というが、連絡というかがあって、市のほうはそれでいいですよと返事をしたという、そういうことですか。

経済事業部長 まだ、正式な手続き的にはされていないのですけれども、今回は市のほうも工程会議に出させていただきました。その中で、やはり最終的な図書館の引越しか、そういう兼ね合いもあるものですから、全体の工程の調整もしなくてははいけない。そういう話し合いの中で、工程表が出てきたということで、御報告させていただきますというところでございます。

最終的には、最終的な工程の調整をいたしまして、その2カ月になるということが決まった段階で、まずJVのほうから再開発組合のほうに、または、組合のほうから、双方で協議をして、どの程度の工期にするかということを決めまして、それを再開発組合が受けまして、今度、市、買主であります市、ほかにもございませけれども、市のほうには協議がくると。その中で最終の引き渡し時期をいつにするかということが、今、現在、市と再開発組合で契約しております、保留床の売買契約書がございませけれども、それについての引き渡し時期の変更ということになると思ますけれども、それについて書面を取り交わすということになるかと思ます。

柴田博委員 私は先ほど説明された発注の遅れと、壁柱構造ということに関連する問題は、あまり工期の遅れには関係ないと思すのですが、市としては仕方がないという思いでいるわけですか。

経済事業部長 買主としての市の立場、当然、市民交流センター開発準備室の方にも一緒に行っていただきまして、この後のことも話をしたのですけれども、今後、数十年、非常に長い間使う建物でありまして、そういうことについて組合が慎重な形での試験を繰り返してきたということ、途中でも準備室は相談を受けながら来ております。それで、現場のJVの方というの、非常に誠心誠意、当然でございますが誠心誠意ですが、現場をやっておりまして、そういう中でいくつかの案の中からこういう形で提案をしてきて、その後、何回も細かな打ち合わせがJVと組合のほうであって、そういう形でここまで来ておりますので、そのことについては市としては工期がそこで少し延びるということについては、やむを得ないのではないかと今現在は考えています。

柴田博委員 工期が2カ月も延びるということになれば、当然工事費も大分余計にかかるようになるし、それから、契約の関係でいけば、工期内に完成できないということになれば、それに関する付随する問題も出てくると思すのですけれども、その辺については今後、問題になるようなことはないですか。

経済事業部長 基本的にはJVと発注者でございます組合との協議ということになると思ますけれども、建設工事の標準の契約請負約款という契約書の例で言いますと、受注者側の責任によらないで工期を変更せざるをえなくなった場合においては、協議で工期を変更することができるというのが、一般的な考えでございます。その場合に、工事内容が変更になれば当然金額の変更はいたしますが、工期の変更ということによって、金額の変更というものは通常は行っておりませせん。例えば、仕上げが変わったとか、そういうことがあれば、当然、金額を変更いたしますが、工期が延びたというだけの理由で変更はいたしません。

柴田博委員 すると、今回の場合は、どちらの原因で工期が延びたということになるわけですか。

経済事業部長 総合的にまだ、最終的には組合とJVとのあれなのですけれども、今の状況を総合的に私たちのほうでみる限りは、請負者側の責任ということではなくて、どちらかと言いますと、発注者側からその試験方

法等についても指示をした部分が多い状況でございますので、最終的に工期変更を行うときに協議することになるのですが、このままで行けば、例えばそこで請負者の責任で、例えば損害金とかそういうことを請求するとかそういう事象にならなくて、通常の工期変更をするだけであるというように予想されます。

石井新吾委員 以前に、壁柱がお盆前後に建ち始めるという話でしたけれども、その壁柱についていろいろな試験ということで工期、工事の遅れということなのではございますけれども、現段階の実際の進捗状況はどうなっているのか、壁柱はいつごろから建ちあがるのか。

経済事業部長 約100本くらいの壁柱がございまして、そのうちに既に工場で20本程度、20本前後の製作が終了しているようでございます。それを搬入いたしまして、建て始めるのはお盆明けだということで聞いております。お盆明けから建て始めるということでございます。今、現在は1階の床の状態です。真平らになっておりまして、それをブロックでは7つに分けて、7つに分けてそれぞれを、足場を組みながらそこに壁柱を建て込んでいくと。そして足場の上にスラブ。今度は1階の天井になりますか、1階の天井を乗せ、2階で言いますと2階の床になるのですが、それを組んでいくというような形で、ブロックごとに少しずつ進んでいくと、こういう形をお盆明けからとると聞いております。

石井新吾委員 そういう話ですと、最初の話ですと、平成22年2月末までには完成して、3月に引越しをして、4月にオープンというような話があったのですが、以前の、前の話ではお盆前後には壁柱が建たるといふことであれば、2カ月の遅れというのはわからないのですけれど。

経済事業部長 だいぶ前にお話したときの状況だったと思うのですが、新しいやり方なのですが、その辺の段取り等についても、やはり若干、前後しているところがございます。今、現在では、壁柱の試験も済みまして、それによってどうやって建て込んでいけばいいかという、そういうことも全部、確立されていますので、非常に確立の高い形での工程表が出てきておりますけれども、その前の段階のときには、少しまだ全体のスケジュール等も見えない部分があったと思います。

今回のものは1階から3階まで外回りの、最初からこれはわかっていたことなのですが、ガラスなものですから、3階まで上がって初めて外のガラスが全部つくものですから、そこから先でないと内装ができないようなのです。要は、雨、風が入ってしまうものですから。そのようなことも最終的にはいろいろな工程を設備や電気のほうとも工程の打ち合わせをして、今、そういう最終的な工程表が出てきたということでございますので、前にお示したものは少し全体的には見えていない状態でのお話だったので、もし私のほうで説明をしたと思っておりますけれども、それについては訂正していくしかないと思っております。

石井新吾委員 今、高出にアップランドが新たにできるということで、イトーヨーカ堂にもアップランドが入っていますけれども、市民の方々はイトーヨーカ堂のところは撤退するのではないかというような話が出てくるわけなのですが、1日も早く市民交流センターを完成させて、大門全体のことを考えれば、本当に1カ月でも2カ月でも早くしてもらわなければ、市民としてはすごく不安に思うのですよね。工事の工程の内容はわかりませんが、もっと早くできないのかということなのではございますけれども、その点は、どうですか。

経済事業部長 その気持ちは私たちも同様でございます。当然最初に約束した工期を、当然守っていただくなくてはまずいということで、再三ですが、当然部分的な打ち合わせのときも、そういうことを前提にしてうちも話をしておりますし、なぜこんなにかかるのかということも、何回もうちとしても言っております、途中の段

階で。その思いは組合としても当然同じでございます、そう言っていたのですけれども、向こうはやはり業者側のほうも、きちんきちんと全部を1日ずつ積み上げてくる工程表を説明を受けると、これ以上、やむを得ないだろうと線がどうしても出てまいりまして、そういうものを総合して見て行くと、今の段階で概要でございますけれども、やはり2カ月くらいはどうしてもやむを得ないのではないかなと、こういうふうに判断をしているところです。

もしそれを逆に詰めようと思うというか、実際に詰めることが不可能なような状態でございます、それを詰めることによって、どこかにいわゆる突貫工事等の状態になって、あとあと変なところが出てしまうとせば、それはもう最悪のことでございますから、それは絶対に避けなければいけませんので、いろいろな仕事をぎゅっと押し込むことで、いくつもの設備が入ったり、電気が入ったり、いろいろな人が入りますので、そこでトラブルになって、現場がいい施工ができないということは逆に問題になりますので、その辺も話を詰めさせていただいて、出していただいた工程というふうに理解をしておりますので、御理解をいただければと思います。

石井新吾委員 いずれにしても、2カ月遅れとひと言で言うのではなくて、一日も早い完成を目指すような形でやってもらいたいと思うのですけれど、お願いします。

森川雄三委員 先ほどの柴田委員のお話の中のことですけれども、その工期が遅れることによって総事業費が加算されるわけですか、しないのですか。その辺はいかがでしょうか。

経済事業部長 先ほどもお話ししましたが、工期が延びるということで事業費がふえるということはございません。

森川雄三委員 ということは、7月にオープンする、2カ月遅れるという中で、工事費というものは一切、いわゆる値上がりというか増加はしないということで理解していいですか。

経済事業部長 工期が延びるということでは増額にはなりません。その代わりいろいろな材料が変わったり、そういうことは工事ですから中身の変更とかはございますけれども、そういうことは当初。

森川雄三委員 その辺を聞いていることであって、工期が遅れるという、そんなことは当然のことです。結局値上がる可能性というものはあるということでしょう。

経済事業部長 いいえ、全く同じ材料でやって工期だけが延びたから、金額をふやすとって、そういうふうなことを言ってきたも、それは当然ふえませんし。

森川雄三委員 要は、材料費が上がったから値上がりしました、とこういう可能性になってしまうことは、あるということでしょう。

経済事業部長 材料費等につきましては、鋼材とか鉄、鋼材ですね、と主な材料について2カ月ずれたことによって、値段がもし急に上がったとか、そういうことがあればその分は対象になります。逆に言えば、もし鋼材が下がれば、下がるということになります。ただ主な材料についてだけは変更をスライド条項というのですけれども、スライド条項ということで変更しなさいということになっておりますが、そのほかのほとんど使う材料というのは、当初設計で積算をいたしまして、それは発注側の積算でございます。発注する立場で積算をいたしますので、それを受けているほうはいくらでやっているかは、発注者側はわからないのですけれども、それは受けているほうでいくらでやるかは、いわゆる実行予算ですか、それは市のほうとしてはいろいろ言う部分ではありませぬので、ほとんどの材料については当初設計のままの金額でいくということでございます。鋼材などについ

ては、2カ月のずれによって鋼材が上がったり下がったりすれば、それについて変更することはあり得ます。

森川雄三委員 ということは、人件費等は上がらないと、そういうことですね。そういうことでは加算されないということですね。

経済事業部長 はい。

森川雄三委員 それはそれですけども、いずれにしてもこれを建設するに当たっては、二分するような正反両意見があって、それでなんとかこぎ着けたわけですよ。それが2カ月遅れるというのが、いわゆる壁柱という中で、少し不安が残るのではないかというようなイメージがなんとなく先行して、市民の皆さんに急に噂として流れていく。また、2カ月遅れることによって、マイナスのイメージが、いずれにしても建設することへのマイナスのイメージがある。それと同時に、先ほど石井委員が言ったように、イトーヨーカ堂がどうなるかという話もあるわけですね。ますます建設に当たっての市民の皆さんの感情というようなもの、そういうものを少し危惧するのですけれども、その点はどうですか、お考えとしては。

副市長 いろいろ御心配はごもっともで、私どももなるべく早く建設、竣工してオープンしてほしいということでやっております。ただ、先ほど言いましたように先日の工程会議の中でそういうことが出てきましたので、再度JVのほうにはもう少し短縮できるところはあるのかとか、引越しの段階でうまく調整できるところはあるのかと、今、詰めていますので、ただ7月28日の段階では少し遅れが若干心配、遅れる予定があると、今の段階で行けばということがあったので、きょう御報告申しあげたのです。

ただ、業者のほうへは1日も早く完成するようということは要請してあります。先ほど言いましたように、壁柱について委員さん方からいろいろ御心配をいただきました。構造検査等の関係は全部通っているわけですけども、発注者側としてもより慎重な対応が必要だということで、先ほど申しあげたとおり、試験等もさせていただいて、より安全な将来悔いのない建物にしないと、論議があっただけに、市民の皆さんの期待も大きいわけですから、それに応えていかなければいけないのではないかとということで、現在進めさせていただいておりますので、きょうのところはそのようなところで、是非御理解たまわりたいと。

また、今後日程等を詰める中で、変更があれば、また委員の皆様の方へお知らせしていきたいと思っております。そのようなことで御理解たまわればと思っておりますので、よろしく申し上げます。

森川雄三委員 要は、市民の皆さんにどのように遅れというものを知らせていくかという、その辺のお考えはどのように考えておられますか。

副市長 えんぱーくの関係につきましては、えんぱーく通信等を出しておりますので、そのような機会を通じて現在の進捗状況等をお知らせしていく必要があるのかなと思っておりますし、また、いろいろなイベント等もありますので、実際に市民の皆さんに建築状況を見ていただくような機会も設けたいと思っておりますので、そのようなときに、お知らせをしていったらどうかというぐあいに考えます。

石井新吾委員 本体を建てるにつきまして付随事業があるわけですけども、これは予定どおり発注していくということですか。連絡橋とか駐車場とか。

経済事業部長 周辺の駐車場と連絡通路、あと道路の関係の道づくりだと思いますけれども、それは予定どおり発注をしまいであります。これもメインの工事の工程と少し並行しなければいけない部分もありますので、それとの取り合いがあるところがありますので、それについては少し、若干ですがずれ込むと言いますが、そのメイ

ンの市民交流センターの工事と工程については調整をさせていただく部分がありますけれども、これは予定どおりやっていきたいと。

委員長 工程会議による進捗状況の最終見通しは盆明けになるというお話がございましたので、今それぞれ委員から出されましたように、市民の皆さんの心配ごともあろうかと思えます。進捗状況、工期の遅れ等について状況がわかり次第また報告をいただくということで。

中原輝明委員 委員長、少し待って。そんなに早く進めないで、少し待って、もう少し。私が、最初に言いたいの、議長と委員長に聞きたいのだが、全協がこの間あって、次の日はあのような新聞発表だが。それについては、あなた達はどういう考えでいるのですか。議会と行政との間はどうなっているの。あれで良いのか、悪いのか、はっきりしなさい、あなた達は。なぜ、どういう考えがあるのか。報道されたときに、はっきり言ってほしい。こんなことでは、私たちはやっていけませんよ。きのうあって、きょう発表でしょう、新聞へ。そんなことが許されるのですか、私たちは。それこそ全体が心配していることに対しては、正副委員長もそうですし、議長もしっかりしなくては駄目だよこれは。

副市長 7月28日に工程会議があって、29日に定例記者会見で市長が言ったことが30日の新聞に出たという、時系列はそういうことですので。それで、きょう、委員会があるものですから、建設の状況について報告をさせていただいていると、そういうことでございますので、よろしく願いいたします。

中原輝明委員 それはしっかりわかるが、説明はわかるよ。説明はそういうぐあいにしないと通らないが、今まで1週間に1回なり打ち合わせをしているわけだ、向こうの。その中で、2カ月遅れるなどということがわかっていたら、全協のときに、今、こんな状況で困っていると、私たちも、どうか理解してください。明細については特別委員会で報告しましょうと、これが順序でしょう。議長は、それはどういう考えでいるのですか。世の中というのは、きちんとしめていかないと、議会の皆さん、言っていることが違う、前段が違う。

副市長 先ほど言いましたように、全体の7月28日に、現段階の最終工程と言うか、最終までの工程会議の中でやったものですから。確かに毎週やっていますけれど、それは基礎コンをどうするかとか、そういう工程会議をやっていますので。だから、7月28日の工程会議でわかったものですから、きょう、御報告を申し上げていると、そういうことですので、ぜひ。

委員長 今、委員長なり議長なりということで、中原委員からお話がありましたが、この件について、私の委員長としての考え方とか、今までの行動をお話しいたしますが、実はきのう、新聞に出たときに、どういう経過でこういうふうになったのかということ、部長に説明を求めました。それから、その前段の7月27日のときに、工期については順調にいつているのかどうなのかという話を、田中室長と大和室長に、どのような状況になっているのかというふうな形で求めましたところ、現段階ではまだ工程会議ではっきりした状況が出ていないということで、なんとも言える状況にないということを知っていました。ですから、その時点で、27日にはまだ工程会議での見通しが出ていないということで、いずれにしても遅れということが懸念されるということ、あるいは心配のもとになるので、ということは伝えてあります。

それを、工程会議があって、今、副市長が説明したような状況になったので、きのう、市役所に私は来て、部長にどういう経過かということ、ただして、それで、きょうここで、前段に説明をしましょうということで今の場になったと。こういうことで、ただ漫然と放っておいたということではありませんので、この点だけは申し述

べます。

中原輝明委員 委員長の考えはそれで良いが、議長としてだ。やはり、議会というものは、きのうやったものがきょうだなんて、到底。出ているはずだ、遅れは。まだ2カ月でいいか、いけないかもはっきりしないと思う。そういうことを、はっきり、今、2カ月という予定だが、またずれることも考えられるわけだから。そういう余裕を与えたところで話をしておかないと、私はまずいような気がする、ひとつは。

それで、議長というのは、議会のトップだから、ああいう記事が出たがどうだと委員長に相談して、これではいけないではないですか。議会は軽視されているのですよ。急にわかったものではないと思う、2カ月の遅れというものは。前々から指摘されて出てきていたが、たまたま全協のとき、私は話をすれば良かったと思う、こういうことが予想されていることを。それが言えないということは、議会とこちらと、既にばかにされている。市長がみんな発表して、アップルランドがどうだとか、アップルランドの内容も書いてありましたよ。市から援助しなくてはいけないとか、いいとか。当然、あそこにももらうには、していかななくてはいいか、いけないかと論議しなければいけないと思うが、そういう部分というのは、議長ですよ。議長がきちんとして、委員長と相談してあの記事は駄目ではないか、おかしいではないかと。今後そういうことがあってもいいか、悪いかとただしなさい、しっかり。なめられている、理事者に。わかっていることをしゃべらなかつた。1日や2日で決まったものではないでしょうに。

議長 確かにえんぱーくにつきましては、いろいろな場面で遅れているだろうといううわさ話はだいぶ出ていました。ただし、前回の全協は、行政抜きの議会主導の全協でございまして、その日の工程会議の結果のものが出たということに対しては、委員長のほうから、きょう開かれることを聞いていましたものですから、それでいいのではないかとということで、別に市長のほうでは話に行く必要はないのですけれど、議員のほうとしては。ただそういう話では、基本的には今までの遅れの経過がわかるだろうということで、きょうの委員会にお任せした次第でございます。決してどうのこうのということで、先ほど委員長の言ったように何にもしないで物事をほったらかしておいたわけではございませんので、御理解いただきたいと思います。

中原輝明委員 それはなんですか、委員会をやったのは、委員会は理事者側の要請ではないということではなくて、議長は議長としての判断ができるわけです。全協の中でああいう話はしてもいいのではないかとすることは、わかるでしょう。そのくらいの判断は自分でしていいのですよ。そのような内輪の話をしてはいけないが、そういうことをきちんとしていかないと、ひとつひとつがうまくいかない、行政とかみ合っていない。いつでも私たちが置いていかれて、次に発表してまた置いていかれて、後手後手だ。これは、もう1回、理事者としてしっかり話をして、あることはわかったら速やかに話をしると。2カ月も遅れるなどということは、きのうやおとといにわかったものではないと思う。延々としてきてわかったものだ。

副市長 先ほど説明しましたように、7月28日に工程会議があってその場で出た話でございまして、その後担当者から私どもに報告がありまして、7月29日に定例記者会見があってそこで市長が話をしたということで、もし記者会見の前にその話を出すべきではないということであれば、それは申し訳ないと思いますけれども、えんぱーくの関係ということで御心配の部分もありますので、ちょうど29日に定例記者会見があったから、その場で少し遅れそうだという話をさせてもらって、それできょう、特別委員会があるものですから事前に、議題の前にその状況を報告させていただきたいということで、きょうになったわけでございますので、決して私ども、

故意に発表するのを隠していたわけではございませんので、それだけはぜひ御理解たまわりたいと思います。

委員長 今回の件に関してですけれども、私は委員長としても新聞報道で議員が初めて知るということは、これはよろしくないということから、なぜ事前に議会のほうにそういう内容がなかったのかということも、実はきのうですけれども経済事業部長にそういう苦言は呈してございます。だけれど、部長は市長が発表するということは知らなかったということで、勘弁してもらいたいという話だったという、そういうことなので。この件につきましては、時間も経過しておりますので、工程会議を含む最終的な見込みは盆明けになるということでございますので、今後とも報道で初めて議員が知るといことのないように、議会との連携だけは密にさせていただくということを、強く要望をしてこの件については終わりたいと思います。

1 市民交流センターの運営管理について

委員長 それでは、協議事項に入りたいと思います。1番の市民交流センターの運営管理について、説明を求めます。

市民交流センター開発準備室長 それでは、お手元の資料No.1をごらんいただきたいと思います。市民交流センターの運営管理について、本日この内容につきまして協議をお願いしたいというふうに考えております。

2番のところは経過でございます。平成21年4月に市街地活性化特別委員会を開いていただきまして、えんぱーク条例の考え方について、どのようなスケジュールでいくかというようなお話を協議させていただきました。その後、5月に全協で同様のお話、それから6月には使用料等、もう少し細かい内容につきまして御協議いただいております。

本日、協議をいただく内容でございますが、3番に入っております。市民交流センター条例の案の要綱についてということ、それからポイント制についてということ、この2点につきまして特に御協議いただきたいと思っております。今後の対応につきましては、この内容をもとに平成21年9月定例会へ設置条例を上程したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、めくっていただきまして1ページ、下に番号が入っておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。まず、1ページのこの表の見方でございますが、要綱の下に括弧書きをしてございます。実線で囲まれた部分につきましては、条例の案文とする予定、破線で書いてある部分につきましては、附則で祭文化したいという内容のものでございます。

それでは、1番のところ、趣旨のところをごらんいただきたいと思っております。この趣旨につきましては地方自治法の定めに基づきまして、塩尻市市民交流センターの設置管理等に関しまして、必要な事項を定めたいというものでございます。この条例の名称につきましても、これまで愛称としてまいりました、えんぱーク、これを使ってやっていけばどうかという案もございまして、庁内でもいろいろな検討を進めてまいりました。検討の中につきましては、建物全体の愛称であるという点でございますので、市が取得する9割部分と同名になって誤解を与える部分があるのではないかと、あるいは名称から施設がもう少し内容がわかったほうがいいのか、さまざまな検討をさせていただきまして条例の名称につきましては、現在のところ塩尻市市民交流センター条例ということで考えております。

2番の設置のところでございます。のところその内容について書いてございますが、名称につきましては

今申しあげました名称、位置につきましては住居表示で大門一番町と書いてまいりたいと思います。それからの部分、センターの施設についてどういう構成になっているのかというところでございます。お手元にもう1枚A3の資料が行っているかと思いますが、そちらもあわせてごらんいただきたいと思います。

まず、アの市立図書館の部分でございますが、色で言いますと黄土色がかかっているところでございますので、地下1階、1階、2階の部分図書館の部分になります。それから、1階の左の下に黄色で周りを赤で囲ってある部分がございますが、これが塩尻市子育て支援センター、この2つにつきましては既存の条例がございますので、それを生かしてまいりたいということで、これまでも御説明してまいった方向でいきたいというふうを考えております。

それから、ウの部分の活動支援施設でございます。これは図面で見ていただくと、少し濃い青の部分でございます。いわゆる貸し館といわれる部分でございますので、この部分について定めてまいりたいというふうを考えております。

それから、下の破線の部分をごらんいただきたいと思いますが、休館日につきましては、これまでも少しお話をさせていただきましたが、水曜日を基本的に休みとしたい。それから年末年始の部分、これを基本的に考えております。使用時間につきましても、午前9時から午後10時までというところを基本に考えたいというふうを考えております。

それから、3番の使用許可あるいは4番、5番につきましては近隣の条例規定もございしますが、同様の定めをしております。

それから、6番の使用料のところをごらんいただきたいと思いますが、これにつきましては、前回平成21年6月の特別委員会でも議論いただきました部分、プラスで書いてございますので、少しごらんいただきたいと思えます。破線の部分で、使用の変更又は取消しというところを新たに考えておまして、なぜこういう許可が入ってきたかというところでございますが、予約をダーツと入れて急にキャンセルということになると、やはり使いたいという方に損害を与えるようなこともございますので、使用期日前14日までに市長に提出して、もし取り消しや変更をする場合はそういうことをやっていただきたいということで、足かせの意味で書いてございます。

それから、めくっていただいて3ページでございます。各部屋の使用料の定めでございますが、これは6月に御説明したものがベースになっております。表の見方でございますが、左側が区分ということになっておりまして、多目的ホールとかホワイエ、それから会議室につきましては201というのは2階の1番、2番、301というのは3階の、とこういう意味でつくってございます。

右側でございますが、使用料の区分であります。午前、午後、夜間の3つの区分、それプラス冷暖房費というくくりでございます。これのベースにしておりますのは、総合文化センターのそれぞれ会議室でありますとか講堂、そういったものをベースにして、平方メートル単価で出てきたというところは、これまでの御説明のとおりでございます。

それから、この表の一番下のところ、2つごらんいただきたいと思うのですが、展示用壁面と書いてございます。これにつきましては、先ほど来お話になっております、壁柱でございます。この建物の特長的な部分でもございますので、この1.25というのが一番小さい幅のものでございますが、これを使って、例えば、絵でありますとか自分の作品等を展示したいというような場合につきましては、午前、午後、夜間で50円、これを1週

間7日やれば350円と。このようなところで、この建物の特徴的なものを使ってやっていきたいというふうな考えでございます。

それからもうひとつ、3階の部分。同じくA3の部分をあわせてごらんいただきたいと思います。3階の部分の薄いブルーの部分につきましては、基本的には空いていれば予約なしにどなたでも利用いただけるというのが、これまでの考え方でございます。ただ、誰でも使えるのですが、何時から何時まで予約で押さえたいと、例えば、ちょっとしたコンサートに使いたいの、空いていけばという話では困るという場合につきましては、占有するような事例もあるかと思いますので、これにつきましては1平方メートルにつきまして1時間3円で算出をして使用料をいただきたいというような考え方でございます。ブルーのところ全部という意味ではございませんで、実際には、使えるところをそれぞれ区切りまして、またパンフレット等で御案内することになるかと思います。が、ベースについてはこういうところで考えております。

4ページをめくっていただきたいと思います。使用料別表の備考のところでございます。これにつきましても、検討はいくつか進めている段階でございますが、一番議論になっているところは、一般市民が借りる場合と企業が借りる場合、いわゆる営業で借りる場合も一緒にいのかどうかというところが少し議論になっておまして、のところでは、普通の市民の方が使う場合で、なおかつ入場料をとる場合については、通常の2倍にしたらどうかというのが の簡単な説明でございます。 の部分につきましては、いわゆる営業の方々に入場料を取らない場合、これを3倍にしたらどうか。 のところですが、営業でありなおかつ入場料等を徴収する場合には4倍にしたらどうかというところで今、考えております。これにつきましては、近隣の市町村でありますとか、そういう事例も見ておりますが、全部が同じということではございませんが、そういう差をつけているというのが松本市にしましても、レザンホールにしましても事例としてはございますので、現時点ではこういう考え方をしております。

それから7番の使用料の減免でございますが、これは後ほどポイント制というところにも関係してございますが、市長が認めた場合につきましては、使用料減免ということができるという形で書いてございます。後ほどポイント制のところでも触れさせていただきます。

それから、めくっていただきまして、5ページにつきましては原状回復とか損害賠償で、通常の書き方をしてございます。それから6ページをごらんいただきたいと思います。6ページにつきましては協議会ということで、この施設を運営するのに協議会を設置してまいりたいということは、運営管理方針の中でもうたわれておりました。その具体的な部分ということになります。現時点のところでは、効果的な運営でありますとか、事業計画について協議するためにそういう協議会を置いていきたい。人数的には15人以内ということを考えておまして、任期については2年、下の細目のところで、どのようなメンバーなのかというところでございますが、1の(1)のところでは識見を有する者ということで、具体的にはアドバイザー会議ということで各大学の先生方、現在7人をお願いしてございますので、具体的にはその方々を想定しております。それからえんぱーくのサポート組織、いわゆるえんぱーくらぶに入っている方の中から出ていただきたいと考えております。その他市長が認める者ということで考えております。

それから13番その他でございます。先ほどまで議論いただきまして、工期がいつまで、オープンがいつなのか。その他につきましては、施行期日というところでオープンの日が定まった段階で、定めてから施行すると

ということでございますので、オープンの日を入れてまいりたいというふうに考えております。

引き続きの説明で恐縮ですが、次めくっていただきますと、資料1 - 4ポイント制というものの部分をごらんいただきたいと思っております。これにつきましては、昨年まで議論いただいております運営管理方針の中でも、どういう減免なり、逆にプラスするとか、いろいろ検討いただいておりますが、最も支持されておりましたのが、活動についてポイント化をすることでインセンティブを与えればどうかというところが、だいぶ議論されてまいりましたので、それを具体的に今回お示した段階でございます。

1番のところ、ポイント制度とはということをごらんいただきたいと思っておりますが、1行目からえんぱーくらのサポート活動に対する感謝の意味で、市民交流センターのほうから施設使用料の減免に利用できるポイントを提供すると、そういう仕組みですというのが平たい説明でございます。

それから2番のところでございますが、ポイント制度に期待される効果、ではどのようなことを期待しているのかということでございますが、ひとつはサポート活動と施設利用を促進する効果を期待しております。と言いますのは、ポイントを受けるためには、まずサポート活動を1回しなければいけませんので、それで1回。なおかつポイントを使うということでもう1回、施設利用ということですので、捕らぬタヌキになるかもしれませんが、そういう2つの方法でこの施設を活用いただける。そのような効果を期待しているところでございます。それからもうひとつ、近隣事業者との連携によりまして、中心市街地活性化の拡張も可能な仕組みにしていったらどうかと。よく言われます地域通貨というような形でございますが、そういったことへの可能性も踏み込んだらどうかというふうに考えております。

それから3番のところでございますが、100ポイントで100円と同じ額、これが減免されるということで考えております。

あと4番のポイントの記録方法でございますが、現在図書カードがございますが、えんぱーくにつきましては貸し館もございますので、図書の貸し出しでありますとか、貸し館の予約等に使えるということで、まだ仮称でございますが、えんぱーくカードという磁気カードを、そういったものをつくったらどうかというふうに考えております。

それから5番のポイントの発行対象でございますが、(1)の部分、まずえんぱーくのサポート活動というのをひとつの活動の対象としたいというふうに考えております。その中身につきましては、ア、イ、ウ、とございますが、アにつきましては市が行う事業、例えばイベントでありますとかセミナーとか、そういったものに対するサポートが対象になります。それから、イにつきましてはえんぱーくを利用する皆さんのサポート、例えば施設にたくさんの方が来ますので、施設の案内をしていただいたり、館内の見回り、例えば3階の部分は広いものですから、そういったことをポイント化したらどうかということ。それから、施設の美化でありますとか、周辺の美化、そういったもの。2ページへまいりますが、情報の発信ということで、館内の掲示でありますとか、外部への発信と、そのようなことを考えております。あとは、自主事業。

それから(2)のところは、現在えんぱーくらぶにつきましては、個人で55人、団体で11団体という方が加入いただいておりますので、そのクラブ自体の活動の情報発信でありますとか、運営に関するものについてポイント化したらどうかというふうに考えております。それから、まず、建物もまだない段階でございますが、初回の登録をしていただいた段階で200ポイントを差し上げたらどうかと、そういった積極的な市民の方でござい

ますので、そういったことでインセンティブをとったらどうかというふうを考えております。

それから、6番のポイントの発行条件でございます。繰り返しになりますが、えんぱーくらの登録のサポーターの個人、団体を対象としてあります。それから、1区分、これは午前、午後、夜間でございますが、1区分当たり1時間サポートいただいたときに100ポイント発行する。ですから、午前1時間やっていただければ100ポイント、午後も1時間やれば100ポイントというような形になってまいります。

それから、7番のポイントの利用方法でございますが、(1)で有料施設、先ほどの支援の施設になりますが、いわゆる貸し館の部分の使用料の減免に使えます。それから、もうひとつ、これは活動の皆さんから要望があったものでございますが、自分も持っているポイントを、あの団体はいい活動をしているので私のを譲渡したいということも可能ということで、現在、考えております。それから、ポイントの利用制限であります。これは、無差別と言いますが、そのようなことはないと思いますが、不正な利用をされるとまずいものですから、個人としましては1年で5000ポイントを上限、団体としては2万ポイントを上限、なおかつ獲得ポイントは2年ごとに喪失をするということで、ポイントを持っている方は早めに2年以内に使っていただくということで、活用もいただけるかなということを考えております。

それから、3ページをごらんいただきたいと思いますが、1区分あたり1時間以上の活動で100ポイントというのは、これまで御説明したとおりでございます。それから、例規等の対応につきましては市長が別に定めた内容ということ。

それから、参考としてですが、平成19年度の総合文化センターの利用状況でございます。のところでは利用者の件数、人数、団体数がございまして、これを計算いたしますと1団体あたり年間で30回使っております。月にすると2.5回、1件あたりの利用者数は13.5人ということになりますので、ひとつの団体が月2回使っている人は13人くらいかなというところを想定しておりますので、その人数が下の想定事例というところに入ってきております。例えば、301という会議室、これを夜間使いますと1,300円になりますが、1区分のサポート13人の方が夜間使うときに、午後の区分で1時間以上やっていただいただだけでも1300ポイントになりますので、それで利用をいただくことができるというレベルでございます。なおかつ、例えば総合文化センターを見た場合には、審査会が認めた団体が、使用料は100%減免されているような事例もございまして、その辺等も考慮いたしまして考えたものでございます。県外の事例といたしましては、愛媛県は「いーよ」といういわゆる地域通貨みたいなものでございますが、ボランティアしたことについて使用料を減免するというようなシステムを持っております。ざっとの説明で申し訳ございませんが、以上でございます。

委員長 それでは、今の市民交流センターの運営管理について説明を受けましたが、これに関して御質問等があればお出しをいただきたいと思っております。

柴田博委員 使用許可の申請についてですが、変更の場合、取消しの場合は14日前までにとということですが、使用許可は何日前からできるとか、そういうことは決めなくてもいいわけですか。

市民交流センター開発準備室長 基本的には6カ月前から受付をさせていただいて、手続きを取らせていただくという予定にしております。

柴田博委員 それは、この中にはそういう文言は入ってこなくていいのですか。

市民交流センター開発準備室長 規則のほうでその辺をうたわせていただきたいというふうを考えております。

すので。

太田茂実委員 公募で決めたえんぱーくという愛称を、やはりこういう条例の中では使わないということですか。使ってほしいと思うのだけれど。

市民交流センター開発準備室長 実は私も、できるだけ皆さんになじみが出てきたものですから、この名前を使えることができないのかということで、だいぶ検討させていただいたのですが、先ほど説明申しあげましたように、市が取得する部分と愛称が同じものになってしまうものですから、どうしてもその辺が難しいところがあるのではないかとということがございまして、実際には、あの建物はえんぱーくと呼ばれるかもしれませんが、条例で定める段階につきましては、こういった形が一番適当ではないかというところが現時点でございます。

太田茂実委員 ややこしいな。えんぱーくと呼んだり、市民交流センターと呼んだり。

それと、もう1点。壁柱に展示するものは、どういう接着というか、工法があるのですか。

市民交流センター開発準備室長 壁柱のところですが、ピクチャーレールというものが壁の前のほうにありますので、例えば、こういう額みみたいなものをつるときは、そういうところへつって、方法とすれば、

太田茂実委員 どうやって接着するのですか。壁柱は鉄板が付くのだから。鉄板が補強すると言うから、どうやって付けるのかなと思って。

市民交流センター開発準備室長 よくございますけれど、家でもあると思うのですが、カーテンをやるようなピクチャーレールというところが用意してあるので、そこへつけるようにしてあります。天井を吊るような形のものです。それをもう想定してあります。あともうひとつ、今、検討段階ではありますが、鉄板で反面がありますので、磁石で軽いものであれば、どのようなものがあるかわかりませんが、磁石というものもひとつの方法ではないかということで検討はしております。

中原輝明委員 その関連ですが、今言われたえんぱーくと市民交流センター云々というのは、議会には、きょう議題に出したというのは、意見を聞いてそれをまた参考にしてやるというのが理由ではないのですか。どちらですか。出したものは認めさせるのか、どちらだ。

市民交流センター開発準備室長 冒頭にも申しあげたのですが、現在、市でも研究、検討の途中でございます。ですので、きょう御意見をいただいて、変えていけるものにつきましてはそれを取り込んでまいりたいというふうに考えております。

中原輝明委員 言いたいのはそこです。議題として出してそれを議論して、皆さんが出したのもの、議会が出したのもの、議会が出した意見が良ければ、それはやはり再検討しなければならない。これが本来ですよ。皆さんが出したから、なんとかまらめて納得させて、言わせなければいいというものではないです。いいことは取り入れるということ。悪いことは捨てて。これが発展するもとはではないのか。それだけは頼む。

委員長 それでは、そういう要望ということで。ほかにどうですか。

小野光明委員 使用料の関係ですけれど、1階南東の前庭ですか、それと4階のウッドデッキ部分の使用料というのは設定していないのですけれども、ミニコンサートとかをやりたいという場合は料金を取らなくてもいいのですか。

市民交流センター開発準備室長 A3の資料をごらんいただきたいと思います。1階の一番右の白い部分のところのお話でございます。これにつきましては建物の共用部分になりますので、前回もお話したと思います

が、入居者の皆さんで規約をつくりましてどうするのかというところを、今、研究しております。同様に、4階の格子に入っている部分、いわゆる眺めのいい広場になりますが、これにつきましても共用で持つ部分でございますので、同様な規定の中で検討していくということで、実は今週もお話をさせていただいておりますので、まだ結論には至っておりませんが、そういう規約で定めるように検討しております。

小野光明委員 規約で定めるといことは、使用料等は取らないということですか。

市民交流センター開発準備室長 基本的には、占有で使うということになれば、当然に料金が発生すると考えておりますが、それは誰がもつのかとか、誰がそういう手続きをするのかということにつきまして、今、検討を進めている段階でございますので、基本的には有料になるかと思えます。

小野光明委員 そうすると条例とは別で、別途共用スペースの規約を定めて行うということでしょうか。

市民交流センター開発準備室長 少し説明があれですが、色づけをさせていただきますこの地図につきましてもありますが、民間の赤い部分を除いて、市が取得する部分と共用部分と赤い民間の部分というふうになっております。民間の部分は、当然自分たちが責任を負う部分なものですから、条例は及びません。もちろん、今、申しあげました1階の白い部分、あるいは共用部分につきましても条例は及びませんが、その代わりといたしまして、入居者が定める規約の中でどうするのかという扱いを定めていくという、こういう3段階になります。

小野光明委員 するとこの条例に合わせて規約もつくるということでしょうか。

市民交流センター開発準備室長 我々の考え方につきましては、説明させていただいております。このような金額で今のところ検討しているということは御説明させていただいておりますが、まだ結論に至っておりませんので、その状況説明をした段階でございます。

委員長 よろしいでしょうか。また、きょう初めての中で、今すぐいろいろな御意見をと言っても無理な面もあるかと思えます。また何か意見等があれば、それぞれ申しあげて、良いものについては対応していただくということで、本件については説明を受けたということで、次に進みたいと思えます。

2 市民交流センターの備品購入について

委員長 それでは、2番目の市民交流センターの備品購入について、説明を求めます。

市民交流センター開発準備室長 それでは、1枚ペラのものになりますが、資料No.2をごらんいただきたいと思えます。市民交流センターの備品購入についてというタイトルのものがございます。

1番の趣旨でございますが、市民交流センターの備品を購入するにあたりまして、基本的な考え方について協議をお願いしたいというものでございます。これについては、お話しするのは今回、初めてでございます。

2番の経過でございますが、庁内的な会議の関係で6月に本部員会議、7月6日には庁議、7月16日には物品購入等審査委員会等を経てまいっております。

3番の内容でございます。まず(1)のところをごらんいただきたいと思えます。備品発注方法についてでございますが、基本的には地域経済の活性化及び地元業者育成を考慮いたしまして、市内に本社を有する業者、9業者でございますが、を指名する指名競争入札としたい、というのが1点ございます。それから、複数の業者の方が受注できますように、入札を4つに分けて一抜け方式としたい、というのが2点目でございます。

それから(2)備品の発注時期でございますが、後ほど御説明申しあげますが、2,000万円を超える部分が

出てまいりますので、議会議決が必要な家具の部分の発注を先行して行っていきたい。また家具につきましては、一部建築に合わせた特注品等もございますので、納期の半年前に発注したいというところでこの時期にお願いをするものでございます。

それから3番の議会議決についてでございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得に関する条例の第3条の規定に基づきまして、予定価格が2,000万円以上の財産取得でございますので、議決をいただきたいということに考えております。

下のところに括弧で参考というものを書いてございますので、少し字が小さくて恐縮なのですが、ごらんいただきたいと思えます。まず、H20予算と書いてございますが、8,000万円。これにつきましては平成21年3月で補正をお願いいたしまして、全額繰越明許となっております。これに関しては家具のみを想定しております。それから、H21予算と書いてございますが、1億2,900万円余でございますが、これにつきましては家具、カーテン、ブラインド等を想定しております。その下に表がございます。分類につきましては、家具、カーテン、ブラインド、視聴覚機器等がございます。先ほど御説明申しあげましたように、2,000万円を超える部分が家具でございますので、この部分につきまして議決をいただきたいというふうに考えております。

今後の対応ということでございますが、平成21年9月定例会で財産取得の案件を上程してまいりたいというふうに考えてございます。それから、来月7日につきましては、入札を行いまして仮契約、8月の議員全員協議会にも御報告を申しあげていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長 それでは、ただいまの説明に対して、御質問等があればお出しをいただきたいと思えます。

永田公由委員 市内に本社を有する業者、9業者とあるのですけれど、こういった業種ですか。

市民交流センター開発準備室長 いわゆる家具で出されている方でございます。

では、係長から。

市民交流センター開発準備担当係長 指名、登録につきましては、いわゆる工事の部分それと物品の部分、委託の部分と3つございます。今回物品の購入ということですので、物品に登録している業者ということで、その区分といたしましては家具ですとか、電気機器あるいは楽器というような区分で24にわかれております。今回はそのうちの家具でお願いをするということでございます。

永田公由委員 それで全部の備品が間に合うということですか。家具の部分だけですか。

市民交流センター開発準備担当係長 今回、平成20年度からの繰越部分も含めて備品費といたしましては、約2億1,000万円ほどあるわけですが、今回出すのは、1億4,700万円の家具ということで、この部分につきまして、市内9業者に指名いたしまして入札ということで考えているところです。

中原輝明委員 関連で。今9業者と言うが、ペーパーだけの業者というか、どのような業者があるのか、9業者というのは、皆さんわかっているはずですが。このようなことは言わなくてははいけない。9業者選定してあるのだから。そんなにあるかなあ。市の中に9業者なんているのか。いや本当だ、聞かなければわからない。9業者なんてどこにあるのか。いいです、出なければ出ないで。

副市長 業者名を出すのはいかなものかと思えますので、申し訳ございません。もし、言って良ければいいですが、ちょっとまずいと思えますので。これから入札する段階ですので。ただ、物品等審査会という物品等購入の審査会がございますので、そこでどういう業者がいいかということで、市内に主たる営業所がある、主たる

というのは、市内が本店だということです。本店のそういう業者で、登録してある業者があるものですから、そこを拾ったら9つあったということです。

中原輝明委員 言いたいのは、9業者といっても、私の頭にぼーんと9なんて出てこない。ペーパーのような業者ではいけないが。

副市長 ペーパーということはないと思います。それなりの実績や何かを付けて出していますので、その申請が怪しければ問題ですけれども、大丈夫だと思います。

五味東條委員 要望ですが、またこんなことを言っただけとはいけないけれども、例えば免震になったときに、要するに、その金額の中で、全部施設だとか備品等を購入の中で、その金額でやるというときに、私の感覚でものを言ったときには、内装のクロスだとかそういったものをうんと下げたのですよね。その品物を。結局免震のほうに予算をつけたという形なのですが、今度も例えばこうして工事が遅れて、いろいろした中に、そういう中でそうは言ってもこの金額はあれなので、もっと安物をとというような形のものになるという可能性もなきにしもあらずだと思うのです。ですから、例えば、この前の建設業者の発注にしてみても、これだけの金額でもうからないような仕事は、あまり発注できないということが、まちの中に聞こえた中で、第1回目の業者はいなかった気がするのです、私は。だから、例えばこの9業者にしてみても、はっきり言って、そういう面でもうからないと言っておかしいけれども、そういった面で少し品物を落として発注するというような形になることがないように、今から要望しておきたいと思います。要望です、これは。

委員長 これは要望ということで処理をしたいと思います。よろしいでしょうか。

石井新吾委員 前にも言ったことがあったと思うのですけれども、4階の屋上部分に、塩尻市から見える山の案内板みたいなものをつけてもらいたいということを行ったことがあると思いますけれど、そういったものは計画していますか。

市民交流センター開発準備室長 申し訳ございません。今の時点では、計画がございません。今後、少し。今回発注するのが家具部分でお願いしますが、その他のものにつきましては、今後まだ発注を順次していく段階でございますので、少し検討させていただきたいと思います。

石井新吾委員 よろしくをお願いします。

委員長 それでは、ただいまの市民交流センターの備品購入について説明を受けたということで処理をしたいと思います。

3 その他

委員長 以上で準備をした協議事項は全てですが、その他について事務局のほうで。

議会事務局次長 特別委員会には直接関係ないのですけれども、事務局からお願いしたいと思いますが。明日の高ボッチ観光草競馬大会の関係なのですけれども、あまり天気が良くないというような見方もあるものですから、雨天の場合は2日に、日曜日になりますけれども、延期になるということでもあります。そこで、これもやるかやらないかということは、御招待申しあげたのですけれども、出欠席の関係をとりまとめていないということで、観光課のほうから話がありましたので、やるかやらないかわからない場合については、警備員室のほうへ問い合わせをしていただきたいということで、観光課のほうから連絡がきておりますのでお願いをしたいと思

す。以上でございます。

五味東條委員 そのことで少しお聞きしたいと思います。例えば、去年、糸魚川などで高ボッチのをみんな着て、会議に出たりしていたのですけれど、明日はその服を着ているということですか、みんな。

議会事務局主事 高ボッチの観光草競馬の関係ですけれども、通知文にも書いてあったと思うのですけれども、毎年ポロシャツとかを現地でお配りしていたかと思うのですが、今回そういったポロシャツ、スタッフも含めてつくらないというふうになっております。当日は、去年のものを着て行っていただいても構いませんし、それぞれ御自分のお持ちのポロシャツなどを着て行って構わないということになっておりますので、一応お伝えしておきます。

経済事業部長 1点その他でよろしいですか。報告でございます。図面等もなくあれなのですが、市の活性化の基本計画の中に入っておりましたところで、大津屋の金物屋さん、大門三番町という中央通り沿いなのですが、大門三番町の大津屋さんの斜め前のところで住宅の計画、民間の計画でございますが、住宅系の開発をしたいということでやっていたところが、ひとつ話しが決まりまして、つい最近着工いたしました。グループホームですが、18室ということで延べ床面積約百四十数坪という建物につきまして、うちの基本計画の全体には載っておりますので、ここで口頭でございますけれども、場所は少し奥まったところなものですから、わかりづらいのですけれども、そういうことでひとつの事業が動き始めたところがございますので、御報告をさせていただきます。以上でございます。

市民交流センター開発準備室長 実は昨年8月30日イベントということで、えんぱーく物語、手をつないで人文字をつくったわけなのですが、その1年後になりますので、8月29日の土曜日でございます、選挙の前日でございますが、午後、市営駐車場とスパーさんの間の市道がございますので、そこをメイン会場としましてイベントを開催する予定でございます。当初8月30日という予定で御案内したのですが、29日にずらしてございまして、皆さん来て楽しんでいただけるものと、駐車場から建築現場を見たり、そういった計画もございまして、また御参加いただければと思っておりますのでよろしく申し上げます。

委員長 それでは特別委員会のほうから、副委員長のほうから1点提案をしたいと思えます。

副委員長 大変御苦労さまでした。今年、特別委員会の視察の時期だということで、もれ聞いております。もし、委員さんの皆さんでどこか見に行きたいと、特別委員会にかかわる部分でどこか視察等あれば、私のほうへ言っていただければ、それを検討していくということです。いずれにしても、今年視察を計画しますので各委員会、また各会派とダブらないようにしたいと思います。2年に一度ということで今年になっておりますので、今年その時期だということです。また何かありましたら、言っていただければよろしいかと思えます。以上です。

委員長 また意見よろしくお聞きしたいと思います。

中原輝明委員 少しいいですか。先ほどのあれは、朝、時間は何時に聞けばわかりますか。それを言わないとわからない。

議会事務局次長 朝5時半に決定するそうですので、午前5時半以降に問い合わせしていただければと思います。

中原輝明委員 それと、もうひとつ、大勢の人は参加することは必要だろうな。洗馬はオフトークを流せ。

議会事務局次長 はい、確認します。市民の皆さんが参加しますので、ほとんど流れるかと思えます。まだ確

認はしていないのですけれど。話をしておきます。

委員長 それでは長時間にわたりまして熱心な御討議ありがとうございました。これにて特別委員会は終了いたしますが、引き続き理事者側から説明したいことがあるという申し出がありますので、委員会終了後席を立たずをお願いしたいと思います。どうも御協力ありがとうございました。

午後2時54分 閉会

平成21年7月31日(金)

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

市街地活性化特別委員会委員長 金田 興一 印